

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）
各国公立大学医学部 御中

文部科学省高等教育局医学教育課
厚生労働省医政局医事課

令和 7 年度の医学部入学定員等の臨時的な増加の取扱いについて

「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) 及び「令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和 5 年 11 月 27 日付け 5 文科高第 1230 号文部科学省高等教育局長、医政医発 1127 第 3 号厚生労働省医政局長連名通知) を踏まえた令和 7 年度の医学部入学定員に関する暫定的な措置に係るスケジュール、具体的な手続、要件等の詳細について、別添のとおり取り扱う予定ですのでお知らせします。

地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員等の増員について

1. 令和7年度の入学定員増に関する方針

(1) 地域の医師確保のための入学定員増

第13回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ（令和5年11月9日）において、令和7年度の医学部臨時定員については、各都道府県が積極的に大学と恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討し、とりわけ前年度比増となる意向については、当該都道府県の医師偏在指標や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員の状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域における医師の確保に真に必要な範囲に限り設置を認めることが報告された。

これを踏まえ、「令和7年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和5年11月27日付け5文科高第1230号文部科学省高等教育局長、医政医発1127第3号厚生労働省医政局長連名通知）において、地域における医師確保のための令和7年度の医学部入学定員増に関する方針を示したところであるが、具体的な臨時定員地域枠増の手續、留意事項等については、以下のとおりとする。

- ① 地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に係る入学定員の増員を希望する大学及び都道府県¹は、必要な調整を相互に行った上で、増員の必要性、増員分に見合う数の学生を確保するための方策等を記載した文書を作成し、文部科学省及び厚生労働省に提出するものとする。申請する増員の数は、令和5年度に認可を受けた増員相当分についても必要性を再検討し、十分に精査した上で決定することが重要である。あわせて、従事要件が課される者の教育・キャリアに十分に配慮した対応²を行うことが可能な人数に限ることとする。その際、第8次医療計画等に関する検討会の「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」（令和4年12月28日）において、都道府県は、地域枠に加えて地元出身者枠につい

¹ 「医師確保計画～第8次(前期)～」策定に際して厚生労働省から各都道府県に送付した「将来時点(2036年)における不足医師数等(都道府県単位)」の上位推計において医師不足である都道府県を中心に、将来時点の医師不足都道府県以外の都道府県であって医師少数区域を有する都道府県等を想定。

² 例えば、都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトにおいて、地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとされている（「キャリア形成プログラム運用指針」（令和3年12月1日付け医政発1201第1号厚生労働省医政局長通知））。

ても恒久定員内への設置について、積極的に大学と調整を行うとともに、地域枠等の医師のキャリア形成を支援することとされていることに留意し、臨時定員の必要性について十分に検討すること。

令和7年度の臨時定員地域枠の意向の検討に当たって、特に医師多数県³や医師少数区域がない医師中程度県については、特定の地域等での勤務を要件とした地域枠が必要と考える場合、臨時定員としてではなく、恒久定員内地域枠に移行して設置することも含め、大学と調整を行うこと。大学においても、特に医師多数県や医師少数区域がない医師中程度県の臨時定員地域枠をこれまで設置してきた場合、令和5年度（2023年度）の医学部入学者が医師となると予想される令和11年（2029年）頃には、全国レベルでは医師の需給が均衡すると推計されていることも踏まえ、臨時定員としてではなく、恒久定員内での地域枠や地元出身者枠の設置の検討を進めるとともに、都道府県から臨時定員地域枠から恒久定員内地域枠や地元出身者枠への移行について相談があった際には、当該移行について、積極的に検討を行うこと。

- ② 文部科学省及び厚生労働省は、令和5年度までに認可した臨時定員の運用実績（地域枠の欠員及び離脱の状況、離脱防止の取組、義務履行期間中の医師少数区域への配置状況等の実績をいう。）や、地域枠及び地元出身者枠の恒久定員内への設置状況⁴等を踏まえ、増員の必要性を精査し、全体として令和元年度の全国の入学定員数を超えない範囲で、かつ、地域の医師確保又は診療科偏在対策に有用な範囲に限り増員申請を認める（ただし、全ての地域枠の従事要件に、特定の診療科を位置付けることを義務付けるものではない⁵）。

³ 医師偏在指標（都道府県別・二次医療圏別）（令和6年1月10日更新）について、厚生労働省ホームページ参照（<https://www.mhlw.go.jp/content/001188442.pdf>、<https://www.mhlw.go.jp/content/001188443.pdf>）。医師多数県は黄色の都道府県が、医師中程度県は白色の都道府県が相当し、医師少数区域は青色の二次医療圏が相当する。

⁴ 医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会の「第5次中間とりまとめ」において、地域枠の設置は安定した運用の観点からは恒久定員内で措置することが望ましいとされた。なお、令和3年12月の「キャリア形成プログラム運用指針」の一部改正により、キャリア形成プログラム適用の同意が得られた一般枠の学生に対する修学資金貸与に関して地域医療介護総合確保基金が活用できることを明確化している。また、「医師確保計画策定ガイドライン～第8次（前期）～」(令和5年3月)において、「医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討が求められてきた中、安定した医師確保を行うため、都道府県は、大学の恒久定員内に、地域枠に加え、柔軟に運用できる地元出身者枠を設置することについて、積極的に大学と調整を行うこととする。」と明記している。

⁵ 地域枠の従事要件に特定の診療科を位置付ける場合には、当該都道府県で不足する診療科を複数提示し同意を得た上で入学者を選抜し、卒後、その中から診療科を選択させる取組などが考えられる。なお、地域枠学生の入学時点と診療科を選択する時点での医療提供体制の状況が異なることも考えられることから、診療科を提示するにあたっては、例えば専門研修におけるシーリングの状況等も踏まえ、対象の診療科を検討し、地域医療対策協議会の意見も聴くことが望ましい。また、診療科を選択する時点で、入学時に提示した診療科や当該診療科に係る専門研修プログラムの選択に制限がある場合、入学時点で提示していなかった診療科のうち診療科選択時に当該都道府県内で不足している診療科の選択も可能にする等、当該診療科に係る従事要件

なお、令和7年度の医学部臨時定員の意向の配分・調整方法については、「医師養成過程を通じた医師偏在対策等に関する検討会」において検討が進められており、当検討会の議論⁶を踏まえて医学部臨時定員の配分・調整を行う予定であること、また、配分・調整にあたり、都道府県及び大学に対して、増員の必要性等について有識者によるヒアリングにおいて説明を求める場合があるので留意すること。

(2) 研究医養成のための入学定員増

令和5年度において、令和6年度までを期間とした医学部入学定員等の増員を認可したところであるが、基礎医学及び社会医学等に関する研究医養成拠点としてふさわしい実績を有しており、かつ、教育研究に係る共同利用拠点等の優れた教育研究資源を活かして、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成拠点を形成しようとする大学であって、研究医養成の観点から学部・大学院教育を一貫して見通した特別コース及び研究医定着のための奨学金を設ける大学の入学定員について更なる増員を希望する大学については、第8回今後の医学教育の在り方に関する検討会（令和6年3月18日）で示された研究医としてのキャリア支援や海外研修の機会の提供をしながら、Physician Scientist を含む基礎医学や社会医学の素養を有する優れた研究医を養成する拠点を担う大学に限り、医学部定員の方向性⁷も踏まえて、増員申請を認める。

なお、「研究医養成拠点としてふさわしい実績」については、次の要素を満たすものとする。

- ・継続的に基礎医学及び社会医学分野へ進学する大学院生を確保してきた客観的な実績があり、それが大学より説明されること。
- ・大学院博士課程修了者のうち基礎医学及び社会医学分野に就職し、継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績を有し、研究医としてのキャリア支援や海外研修の機会の提供等の取組と併せて、大学より説明されること。
- ・過去3年間に、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関する取組又は研究の基盤が国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援に関する補助事業に採択された実績があること、又は、これに類する、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関する取組又は研究の基盤が優れたものと評価された実績があること。

の変更も含めて柔軟に対応することが望ましい。単一の診療科を指定することについては、大学入学時に志願者が将来の診療科を選択することは困難であると考えられることに加え、定員割れの可能性もあるため推奨しない。

⁶ 次回の医師養成過程を通じた医師偏在対策等に関する検討会は、令和6年4月26日（金）開催予定であり、医学部臨時定員の配分方針について議論予定。

⁷ 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」にて、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討することが示されている。また、令和8年度の医学部定員については、令和6年度の定員(9,403人)を上限とする方向性が示されている

- ・その他、これに類する、他大学と比較した際に基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点としてふさわしいと考えられる、客観的な実績があり、それが大学より説明されること。

また、「特別コース」については、基礎医学及び社会医学に関するMD－PhDコースの設置等、他の学生とは異なるカリキュラムを編成することにより、学部・大学院を一貫した基礎医学及び社会医学に関する教育内容・教育体制が構築されているものであり、以下のような措置が複数講じられ、研究医養成に関する有効性が高い取組を有するものであることとする。

- ・専用の入試枠を設けて基礎医学及び社会医学に関する研究意欲の高い入学者の選抜を行うもの。
- ・学生が研究活動を実施するために必要となる研究費について予算措置がなされるもの。
- ・学生が研究成果を発表できるよう、学会発表、論文発表の機会が設けられており、その指導に必要な体制が構築されるもの。
- ・臨床研修により研究活動が中断されることのないよう、配慮がなされるもの。
- ・研究医となった際の常勤ポストが確保されるもの。
- ・その他、研究医に必須の能力を養成する上で必要不可欠と考えられる取組が実施されるもの。

今後、研究医養成のための「特別コース」の履修者に対する追跡調査を行うこと等を求める可能性もあることから、増員の検討に当たっては十分に留意すること。

(3) 入学定員等の臨時増員の期間

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）及び「令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」を踏まえ、増員期間は 1 年間（令和 7 年度まで）とする。

2. 今後のスケジュール

令和 6 年 4 月下旬を目途に、各都道府県及び医学部を置く各国公立私立大学に対し令和 7 年度医学部臨時定員増に関する意向調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて追加の意向調査を実施する。回答の内容を踏まえ、増員の必要性等について、有識者ヒアリングにおいて説明を求める場合があるので留意すること。その後、令和 6 年 8 月を目途に令和 7 年度入学定員増員計画等の文書の提出を依頼する予定である。

都道府県及び大学においては、このスケジュールを踏まえ、速やかに関係者間で必要な協議を行うこと。

3. 入学定員に関する令和 8 年度以降の方針

「令和7年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」において、令和7年度の医学部定員については令和2年度から令和6年度までと同様、令和元年度の医学部総定員数を上限とすることとされている。

令和8年度以降の方針については、医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会等における議論の状況⁸を踏まえて検討し、別途通知する。

4. 留意事項

(1) 特定地域内の大学における令和7年度の臨時定員増の申請について

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）第13条第3号に規定する特定地域（東京都特別区の存する区域内）における収容定員増の抑制の例外の対象とされる医学部臨時定員増は、大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号。以下「認可基準」という。）第3条第1項第1号（上記1.（1）及び（3）に相当）のみであり、認可基準第3条第2号（上記1.（2）に相当）については、同法第13条第1号の規定により、前年度の収容定員の範囲に限り再度の定員増が認められることとなるため、留意すること。

また、特定地域内の大学は、令和7年度臨時定員増の申請に際しては、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）第4条第1項、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成30年内閣府、文部科学省令第1号）第9条第1項に基づき所定の届出書に説明書等を添えて文部科学大臣に届け出ること。

なお、収容定員増に係る学則変更の認可申請に際しては、認可基準第1条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を参照の上、遺漏のないよう対応すること。また、国立大学についても認可基準に準ずることとされているため、遺漏のないよう対応すること。

(2) ②令和7年度に臨時定員増を行おうとする大学における認可基準第1条第1項第3号の規定の適用について

上記1.（1）の地域の医師確保のための入学定員増に係る学則変更の認可の申請の審査に関しては、認可基準附則第3項の規定により、同告示第1条第1項第3号の収容定員充足率に係る審査基準は適用しないこととなっている。

今般、上記1.（2）の研究医養成のための入学定員増に係る学則変更の認可の申請の審査に関しても、これと同様に、収容定員充足率に係る審査基準を適用しないこととする方向での見直しを検討している。今後、各大学における増員申請に当たっては、差し当たり、このような取扱いに見直されたものとの前提の下で、増員に係る検討を行うことで差し支えないこと。

⁸ 第3回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会（令和6年3月27日）において、令和8年度の医学部定員については、実効性のある医師偏在対策を行いつつ、令和6年度の医学部定員数（9,403名）を上限とすることで合意された。

(3) 大学設置基準の各規定に基づく臨時定員増の申請について

令和7年度以降の臨時定員増に係る学則変更の認可の申請は、令和4年に公布・施行された大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第34号）による改正後の大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の各規定に基づき行う必要があること。特に、基幹教員の規定の適用については、大学等の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず、大学等の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があるとされていることに留意すること。

なお、令和4年改正後の大学設置基準に関しては、[文部科学省ホームページ](#)を適宜参照すること。

令和7年度医学部臨時定員増に係る現時点のスケジュール（予定）

4・5月	令和7年度の医学部臨時定員増に係る意向調査の実施
6・7月	（必要に応じて）追加調査 文部科学省・厚生労働省ヒアリング 有識者ヒアリング
8月頃	増員計画提出依頼 発出 増員計画提出
以降	収容定員に係る学則変更認可申請等 受付開始 大学設置分科会等への諮問 学則変更認可の結果を各大学へ通知

※スケジュールが変動する可能性がありますこと御承知おきください。